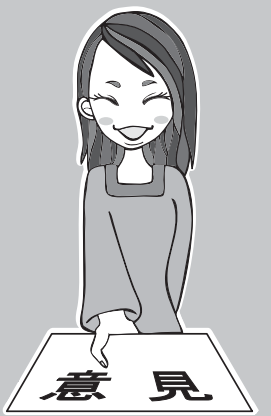


パブリック コメント

皆さんの意見を募集します

日光市水道ビジョン(原案)



市では、「日光市水道ビジョン」の策定に向けて現在検討しています。これに伴い、計画(原案)を公表し皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。

ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメントとは

日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、情報をできる限り開示して、皆さんと共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。

そのための手段の一つがパブリックコメント制度です。パブリックコメントとは、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に

決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます。

日光市水道ビジョン(原案)

この計画は、利用者から信頼される水道施設と健全な経営構築を図るため、水道事業の目指すべき将来像を策定するものです。

- ◆公表資料◆
- 日光市水道ビジョン(原案)
- ◆資料の閲覧場所及び開設時間◆
- 水道課(水道庁舎)
- 情報公開コーナー(本庁舎2階)

日光市の個人情報保護制度

市では、個人情報の取り扱いなどのルールを日光市個人情報保護条例で定め、個人情報の適正な保護および利用に努めています。

この条例では、市のルールや個人情報を取り扱う事業者のルール、市民の皆さんが市の保有する個人情報の開示などを請求する権利(本人に関する情報に限る)、市民一人一人が個人情報の保護の重要性を認識することなどを定めています。

民間などが保有する個人情報の取り扱い

民間企業などが保有する個人情報の取り扱いについては、市が保有する個人情報について定めた日光市個人情報保護条例ではなく、国が定めた個人情報保護法に規定されています。この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。したがって、民間企業など個人情報の保有者が個人情報を利用する場合には、その利用目的を明確にする必要があります。また、必要に応じその目的以外に利用する場合には、必ず本人の同意を得るなど、適切な保護に努めることが重要です。

- 各総合支所市民福祉課・支所・出張所
- ※土曜・日曜日、祝日を除く日の午前8時30分～午後5時15分
- 各公民館・図書館
- 市民サービスセンター
- ※各施設の開設日・開設時間
- 市ホームページ
- ◆意見を提出できる方◆
- 市内に在住または勤務・在学している方
- 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
- 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◆意見の提出方法◆

- 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
- ※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。
- ※提出の様式は自由ですが、専用の

一方、最近では、個人情報保護法に対する誤解などにより、本来必要とされている個人情報が提供されない状況、いわゆる「過剰反応」が問題となっています。個人情報の過度な保護は、個人情報の活用の妨げにつながります。個人情報とは、取り扱いのルールを正しく理解した上で上手に活用し、安心して生活できる社会を作っていくみましょう。



個人情報保護法に関するQ & A

Q 個人情報とはどんな情報ですか?
A 個人情報保護法上の個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」とされています。具体的には、氏名や生年月日、住所、電話番号、家族構成、生活記録、写真、映像



Q 自治会・町内会で名簿などを作るときは注意点はありますか?
A 自治会・町内会には、個人情報保護法の義務規定は適用されませんが、法律や条例の趣旨を踏まえ、会員の皆さんで話し合い、各団体の実情に合わせたルールを作つて周知し、皆さんの理解と協力の下で適切に取り扱っていくことが必要です。



- 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
- 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。

提出先及びくわしくは
〒321-1264 瀬川1640-34
水道課 工務係
☎(21)4532・FAX(21)4531
メール suidou@city.nikko.lg.jp

Q 個人情報保護法適用の対象は誰ですか?
A 5,000件以上の個人データを保有する事業者が対象となります。このため、自治会などに個人情報保護法の義務規定は適用されませんが、法律の趣旨を踏まえて正しく個人情報を管理する必要があります。*個人情報をみだりに漏らした場合は、民法上または刑法上の法的責任を負う場合があります。

個人情報保護制度と 個人情報の取り扱い



市では、きめ細やかな行政サービスを行うため、市民の皆さんをはじめ、さまざまな方の住所や氏名、その他の個人情報を保有しています。今回は、個人情報保護制度と個人情報の取り扱いについてご紹介します。

くわしくは 総務課 文書法規係 ☎21-5166